

紫波町
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月 改定

紫 波 町

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・・・・・・・・・・ 2

第2章 町行動計画の策定と感染症危機対応

第1節 町行動計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験・・・・・・・・・・ 5

第3節 町行動計画の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略・・・・・・・・ 7

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 9

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ・・・・・・・・・・ 10

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項・・・・・・・・・・ 12

第5節 対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点・・・・・・・・ 20

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第2節 初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第3節 対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第2節 初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第3節 対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第3章 まん延防止	
第1節 準備期	35
第2節 初動期	36
第3節 対応期	37
第4章 ワクチン	
第1節 準備期	38
第2節 初動期	42
第3節 対応期	45
第5章 保健	
第1節 準備期	49
第2節 初動期	50
第3節 対応期	51
第6章 物資	
第1節 準備期	52
第2節 初動期	53
第3節 対応期	54
第7章 町民の生活及び町民の社会経済活動の安定の確保	
第1節 準備期	55
第2節 初動期	57
第3節 対応期	58
用語集	60

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展に伴い、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となる動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化の進展により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、短期間で世界中に拡散するおそれが高まっている。

これまでも、重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生しており、さらに令和2年以降には新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き、世界が新興感染症等の発生リスクに直面していることや、感染症危機が拡大しやすい状況にあることを改めて認識する必要がある。

しかしながら、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予測することは困難であり、また、その発生自体を防ぐことは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整備することが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体としては、人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックの予防に当たっては、「ワンヘルス」の考え方にに基づき、ヒトの健康のみならず、動物及び環境の分野を含めた分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症への対応を図ることも重要である。

さらに、既知の感染症であっても、特定の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大のリスクが増大するおそれがある。このため、AMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大リスクの低減を図ることも重要である。

新興感染症 新しい病原体による感染症

ワンヘルス・アプローチ 人間、動物、そしてそれらを取り巻く環境の健康を一体的に捉え（ワンヘルス）、各分野の関係者が協力して課題解決に取り組むこと。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、おおむね10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を有していないことから、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害及びこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

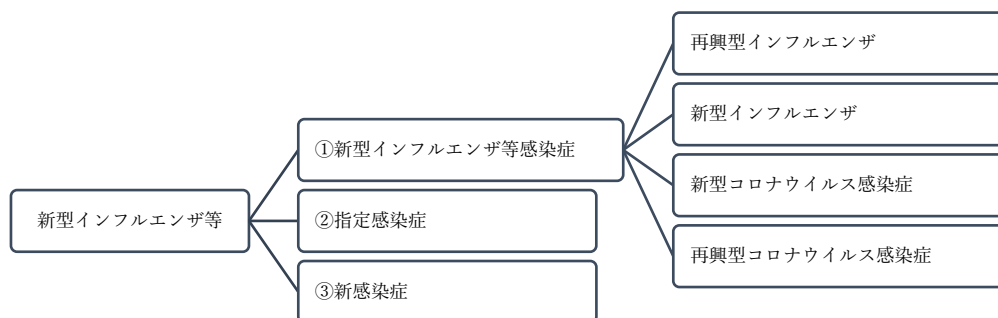
また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等により、ほとんどの人が免疫を有していない新たなウイルスが出現した場合には、パンデミックとなる可能性がある。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから、社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家的な危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、これと同程度の危険性を有する指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限とすることを目的として、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関及び事業者等の責務並びに新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものである。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が当該感染症に対する免疫を有していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、重篤な症状を呈するおそれがあり、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、①新型インフルエンザ等感染症、②指定感染症、③新感染症の三つに区分される。



感染症 本計画では、本来の意味の「病原体が対象に感染する能力とその程度」に「感染者から次の対象者へ感染が伝播する能力とその程度」を加えたもの。

病原性 本計画では、本来の意味の「病原体が病気を引き起こす性質」に「病原体による病気の重篤度」を加えたもの。

新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号）

<p>①新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）</p>
<p>新型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第1号） 新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザ</p>
<p>再興型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第2号） かつて世界規模で流行したインフルエンザであり、その後流行することなく長期間が経過しているもので、再興したもの</p>
<p>新型コロナウイルス感染症（感染症法第6条第7項第3号） 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症</p>
<p>再興型コロナウイルス感染症（感染症法第6条第7項第4号） かつて世界規模で流行したコロナウイルスであり、その後流行することなく長期間が経過しているもので、再興したもの</p>
<p>②指定感染症（感染症法第6条第8項） 当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延の恐れがあるもの</p>
<p>③新感染症（感染症法第6条第9項） 全国的かつ急速なまん延の恐れがあるもの</p>

第2章 町行動計画の策定と感染症危機対応

第1節 町行動計画の策定

国では、特措法の制定以前から新型インフルエンザ対策に取り組んでおり、平成17年（2005年）には、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。岩手県（以下「県」という。）においても、平成18年（2006年）に「岩手県新型インフルエンザ対策対応方針」を策定している。

その後、国において新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるための法制の検討が重ねられ、平成24年（2012年）に特措法が制定された。平成25年（2013年）には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定された。

また、県においては、特措法第7条の規定に基づき、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が策定され、本町においても、特措法第8条の規定に基づき、紫波町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定した。

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針等を示すものであり、特定の感染症や過去の事例のみに依拠するのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に限らず、新たな呼吸器感染症等の流行の可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市において原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年（2020年）1月には国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定により「新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「政府コロナ対策本部」という。）が設置され、同年3月には特措法が改正され、新型コロナウイルス感染症が特措法の適用対象とされた。これにより、特措法に基づく政府コロナ対策本部の設置や基本的対処方針の作成が行われるなど、政府一体となって対応する体制が整備された。

本県においては、令和2年2月に「岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「県コロナ対策本部」という。）が設置され、本町においても「紫波町新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「町コロナ対策本部」という。）を設置し、対応に当たった。

その後、国内での感染確認から3年余りが経過した令和5年（2023年）5月8日、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類感染症に位置付けられ、同日をもって政府コロナ対策本部、県コロナ対策本部及び町コロナ対策本部は廃止された。

このように、3年を超える期間にわたり特措法に基づく対応が行われたが、その経験を通じて、感染症危機は社会のあらゆる場面に影響を及ぼし、町民の生命及び健康への大きな脅威であるとともに、経済や社会生活をはじめとする町民生活の安定にも重大な影響を及ぼすものであることが強く認識された。

また、新型コロナ対応においては、感染症危機の影響が広範に及び、全ての町民が様々な立場や場面において当事者としてこれに向き合うこととなった。この経験は、感染症によるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて示した。

さらに、感染症危機は新型コロナウイルス感染症への対応をもって終息したものではなく、次なる感染症危機に備えることが重要である。

対策本部 新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、都道府県及び市町村が設置する体制で、対処方針や対策を決定する。

・政府対策本部 特措法第15条第1項
・都道府県対策本部 特措法第22条第1項
・市町村対策本部 特措法第34条第1項

第3節 町行動計画の改定

令和6年（2024年）7月、国は新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画を策定以来、初めて抜本改定を行った。

これを受けて、岩手県においても、改定後の政府行動計画に基づき、令和7年（2025年）3月に県行動計画が改定された。

本町においても、国・県の行動計画を踏まえ、「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」「町民生活及び町民の社会経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を目的に、町行動計画を改定するものである。

今回の改定は、令和6年度に改定された政府行動計画及び県行動計画を基本に特措法第8条の規定に基づき、本町が実施する取組等を示すとともに、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、感染症有事に際して、迅速かつ着実に対処するための対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。

なお、感染症有事には、政府より基本的対処方針が作成され、県及び町はこれに基づき対策を実施するものである。

また、対象とする疾患についても新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も念頭に、時期の区分を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、取組の充実を図るものである。

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難であり、また、その発生自体を防ぐことは不可能である。さらに、世界のいずれかで新型インフルエンザ等が発生した場合には、国内、県内さらには町内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生した場合には、町民の生命及び健康並びに町民の生活及び社会経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある。

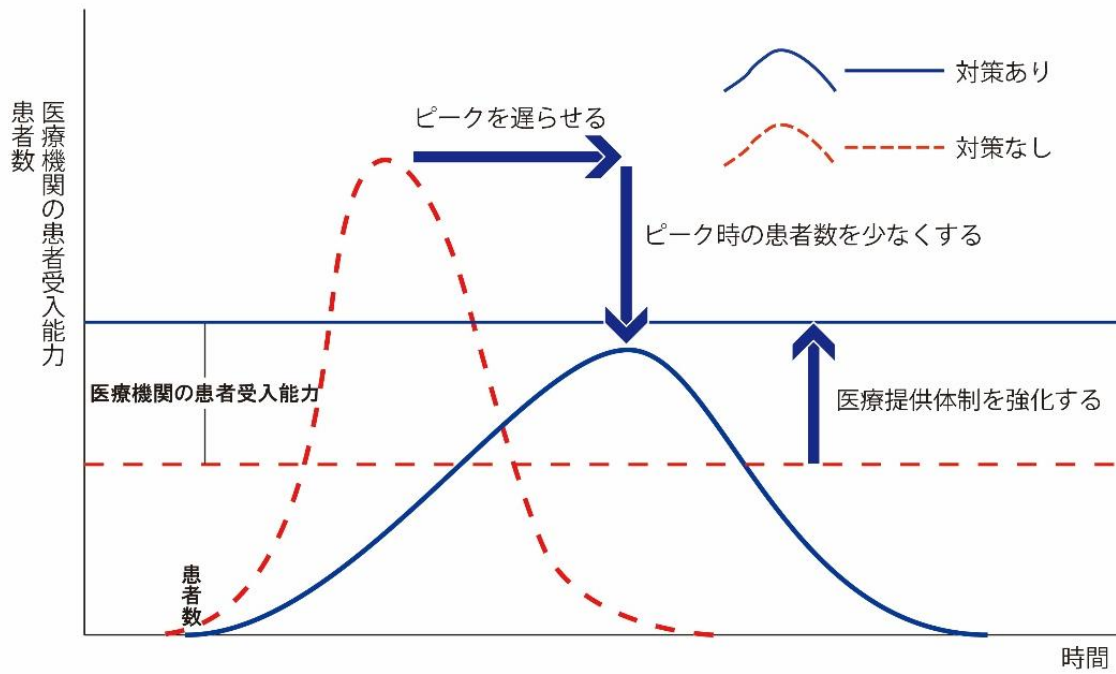
このため、新型インフルエンザ等については、長期的には町民の多くが患うおそれがある一方で、患者の発生が一定期間に集中した場合には、医療提供体制の受入能力を超える可能性があることを踏まえる必要がある。

このような認識の下、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる町の重要課題として位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講ずるものとする。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - (1) 感染拡大を抑制し、流行のピークを遅らせることで、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
 - (2) 流行のピーク時の患者数等を可能な限り減少させ、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、県が行う医療提供体制の強化策に協力し、患者数等が医療提供体制の受入能力を超えないようにすることにより、治療を必要とする患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - (3) 適切な医療の提供により、重症者数及び死亡者数の減少を図る。
- 2 町民の生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響を最小限とする。
 - (1) 感染拡大の抑制を基本とし、リスク評価等を踏まえ、必要に応じて感染拡大防止対策の切替えを円滑に行う。
 - (2) 町民の生活及び町民の社会経済活動の安定の確保を図る。
 - (3) 地域における感染対策等により、町内の欠勤者等の発生を抑制する。
 - (4) 業務継続計画の策定及び実施等により、医療の提供に係る業務その他町民の生活及び町民の社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

業務継続計画 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。(BCP)

対策の効果（概念図）



第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があることを念頭に置く必要がある。

過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重した準備を行うことは、大きなリスクを伴うおそれがある。

町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみに依拠するのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に限らず、新たな呼吸器感染症等の流行の可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう対策の選択肢を示すものとする。

政府及び県行動計画においては、科学的知見及び各国の対策を踏まえ、我が国の地理的条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達状況等の社会的要因、医療提供体制、受診行動の特徴等を考慮し、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせたバランスのとれた戦略を目指すこととしている。町行動計画は、これらの考え方を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生前から流行終息までの各段階に応じ、次に掲げる事項を柱として取り組むものとする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性及び実行可能性等を総合的に勘案し、町行動計画等に記載された対策の中から実施すべきものを選択し決定する。

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 感染症有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に限らず、その他の呼吸器感染症も念頭に置き、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応可能なシナリオとするため、以下の考え方に基づき有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみに依拠するのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に限らず、新たな呼吸器感染症等の流行の可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策についても考慮する。
- (2) 病原体について十分な知見が得られていない発生初期においては、感染拡大防止を徹底し、流行の早期収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制及び医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に応じて、リスク評価を踏まえ、必要に応じて対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性及び感染性の変化並びにこれに伴う感染拡大の反復や対策の長期化も想定する。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

前記1の考え方を踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化及び状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、必要に応じた対策の切替えに資するよう区分し、有事のシナリオを想定する。

また、時期ごとの対応の特徴を踏まえ、感染症危機対応を実施する。

(1) 準備期

時期	対策の方向性
発生前の段階 (平時)	新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備 ・町民に対する啓発や町による業務継続計画等の策定 ・DXの推進や人材育成 ・実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善 ・地域における医療体制の整備

(2) 初動期

時期	対策の方向性	有事のシナリオ
国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	・直ちに初動対応の体制に切り替える ・新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内、そして県内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということをも前提として対策を実施	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置され、政府対策本部により国基本的対処方針が実行されるまでの間、国が示す感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を考慮し、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

感染症危機 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国のかつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

基本的対処方針 特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

(3) 対応期

時期	対策の方向性	有事のシナリオ
(A) 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する段階	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県と連携し、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を実施する。 ・常に新しい情報を収集、分析し、対策の必要性を評価し、さらに情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えを実施する。 ・定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを実施する。 	<p>紫波町新型インフルエンザ等対策本部（以下、「町対策本部」という。）の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。</p> <p>ただし、この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査、診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。</p>
(B) 県内・町内で感染が拡大し病原体の性状等に応じて対応する段階	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行うが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定されるため状況に応じて臨機応変に対処を実施する。 ・地域の実情等に応じて、町が県と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を実施する。 	<p>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</p>
(C) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる段階	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、対策を切り替え実施する。 	<p>ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を切り替える</p> <p>ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。</p>
(D) 流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する段階	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を実施する。 	<p>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</p>

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時及びその準備段階において、特措法その他の法令並びに政府、県及び町の行動計画等に基づき、相互に連携及び協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

この場合においては、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には、平時からの体制整備が重要である。このため、以下の取組により平時の備えの充実を図り、訓練等を通じて迅速な初動体制の確立を図る。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有及び準備の整理

将来発生し得る新型インフルエンザ等に備え、発生時に行うべき対策を関係者間で共有するとともに、その実施に必要な準備を行う。

(2) 迅速な初動対応の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合等を含め、様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後、速やかに対応に着手できる体制の整備を進める。

(3) 関係者及び町民等への普及啓発並びに訓練等を通じた不断の点検及び改善

感染症危機は必ず発生し得るものであるとの認識を、感染症対策に携わる関係者及び町民等に広く共有するとともに、次なる感染症危機への備えをより万全なものとするため、多様なシナリオに基づく訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検及び改善を行う。

(4) 医療提供体制、検査体制及びリスクコミュニケーション等の整備

感染症法や医療法等の制度改正を踏まえた医療提供体制の充実を図るとともに、有事において迅速な対応が可能となるよう、検査体制の整備及びリスクコミュニケーションの強化等について、平時からの取組を推進する。

(5) DXの推進及び人材育成

国及び県との連携の円滑化、業務負担の軽減並びに医療情報の有効活用を図るため、国が整備するシステム等を活用したDXの推進を図る。

また、感染症危機管理への対応能力の向上を図るため、中長期的な視点に立ち、平時から継続的に人材育成を行う。

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

2 リスク評価等を踏まえた感染拡大防止対策の切替え

以下の取組により、対策の切替えを円滑に行う。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づく対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状及び発生状況等を踏まえたリスク評価を考慮する。

(2) 医療提供体制への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事においては、岩手県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）及び岩手県保健医療計画（以下「医療計画」という。）に基づき、医療提供体制の速やかな拡充を図るとともに、医療提供体制で対応可能な水準に感染拡大の速度及びピークを抑制することが重要である。

このため、リスク評価に基づき、当該水準を超えるおそれがある場合には、適時適切に感染拡大防止措置を講ずる。

(3) 状況の変化を踏まえた対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制及び医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に応じて、必要に応じて対策を切り替えることを基本とする。

(4) 対策項目ごとの時期区分

適時適切な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じ、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を整理するとともに、必要に応じて対策の切替え時期の目安を示す。

(5) 町民等の理解及び協力を得るための情報提供・共有

対策の実施に当たっては、町民等の理解及び協力が不可欠である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識について、学校教育の場をはじめ様々な機会を通じて普及を図り、子どもを含む幅広い世代の町民等の理解を深めるため、分かりやすい情報の提供及び共有を行う。

また、これらの取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づく情報提供により、適切な判断及び行動を促す。特に、県独自の宣言、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置等の行動制限を伴う対策が講じられる場合には、当該対策の影響を受ける町民等及び事業者の状況を踏まえ、対策の内容及びその科学的根拠について分かりやすく発信し、丁寧に説明する。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、特措法によ

予防計画 感染症法第10条に基づき都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策実施に係る計画。

医療計画 医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。

緊急事態措置 インフルエンザ等緊急事態措置（特措法第2条第4号）。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施。

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

る要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるとともに、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう設計されている。

しかしながら、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症が発生した場合であっても、病原性の程度やワクチン又は治療薬等の有効性等により、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置を講ずる必要がない場合もあり得る。したがって、いかなる場合においてもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、特に必要と認めるときは、県に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。県は、その要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは、速やかに所要の総合調整を行う。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設、障がい者施設等の社会福祉施設において必要となる医療提供体制等について、平時から検討を行い、有事に備えた準備を進める。

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

7 感染症危機下の災害対応

感染症危機下における災害対応についても想定し、平時から、防災備蓄の充実や医療提供体制の強化等を図るとともに、避難所施設の確保及び自宅療養者等の避難に係る情報共有等の連携体制の整備を進める。

また、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じて、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等への情報提供及び避難支援等を速やかに実施する。

8 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階において、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に関する記録を作成し、これを保存するとともに、公表する。

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、自ら対策を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。

また、国は、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策を推進する。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品に関する調査及び研究の推進に努めるとともに、これらに関する国際協力の推進に努める。これらの取組を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬及び治療薬等の早期の開発及び確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前においては、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びこれを補佐する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の発生時における所管分野ごとの発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ定める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ対策を進めるとともに、国民及び事業者の理解及び協力を得るため、感染症及び感染対策に関する基本的な情報の提供及び共有を行う。

2 地方公共団体の役割

都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、国の基本的対処方針等に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

指定（地方）公共機関 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信に関連する事業者等。

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

(1) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針等に基づき、地域における医療提供体制の確保及びまん延防止について、的確な判断及び対応を行うことが求められる。

このため、県は、平時において、医療機関との間で病床の確保、発熱外来の設置、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制の整備を図るとともに、民間検査機関又は医療機関と検査等措置協定を締結し、検査体制の構築を行う。さらに、医療提供体制、保健所体制、検査体制及び宿泊療養等の対応能力について、計画的な準備を進める。これにより、感染症有事においては、迅速に体制へ移行し、感染症対策を実施する。

これらの取組に当たっては、県は、保健所を設置する盛岡市及び感染症指定医療機関等で構成される岩手県感染症連携協議会を通じ、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗の確認を行う。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備及び新型インフルエンザ等のまん延防止に向けた取組を推進し、PDCAサイクルに基づき継続的な改善を図る。

(2) 町の役割

町は、住民に最も身近な行政主体として、住民に対するワクチンの接種及び、生活支援並びに新型インフルエンザ等の発生時における要配慮者への支援について、国の基本的対処方針等に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

また、対策の実施に当たっては、県及び近隣市町等と緊密に連携する。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保に向けて、県と医療措置協定を締結するとともに、院内感染対策に関する研修及び訓練の実施並びに個人防護具をはじめとした必要な感染症対策物資の確保等を推進することが求められる。

また、医療機関は、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた業務継続計画を策定するとともに、県感染症連携協議会等を活用し、地域の関係機関との連携の強化

医療措置協定 感染症法第36条の3第1項に規定する、県と域内医療機関間の協定
感染症指定医療機関 本計画では、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種及び第二種感染症指定医療機関」
要配慮者 本計画では、家族が同居していない又は付近にいない等により、介護ヘルパー等の介護又は介助がなければ日常生活ができない高齢者、障がい者
感染症対策物資等 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具その他の物資
業務継続計画 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（BCP）

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床の確保、発熱外来の設置、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施及び重要業務の事業継続に関する準備を積極的に行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、当該業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

一般の事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を講ずることが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等が発生した場合には、感染防止の観点から、一部の事業の縮小が必要となる場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業を行う事業者は、感染防止のための措置を徹底する必要があることから、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄を行うよう努めるなど、必要な対策の実施に努める。

7 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動等、対策に関する知識の習得に努めるとともに、平素からの健康管理

第2部 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

に加え、基本的な感染対策（換気、マスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等）を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、個人においてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品及び生活必需品の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施状況に関する情報を適切に把握し、感染拡大を抑制するため、個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

1 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」及び「町民の生活並びに社会経済活動に及ぼす影響を最小限とすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

また、各対策の切替えのタイミングを明示し、町及び関係機関等において分かりやすく、かつ、取り組みやすいものとするため、政府行動計画及び県行動計画に準じ、次の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

町行動計画の対策項目

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民の生活及び町民の社会経済活動の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たり、各項目が相互に関連していることから、一体的な対策として実施する必要がある。

このため、町は、以下に示す対策項目の基本理念及び目標を踏まえ、対策の全体像及び相互の連携を意識しながら、総合的に対策を推進することが重要である。

(1) 実施体制

・感染症危機は、町民の生命及び健康に加え、町民の生活及び社会経済活動に広範かつ重大な影響を及ぼすことから、平時から国、県及び医療機関等との連携を図る。

・このため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間の緊密な連携を維持するとともに、人材の確保及び育成並びに実践的な訓練等を通じて、対応能力の向上に努める。

・新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収

集及び分析並びにリスク評価を行い、その結果に基づいた確かな政策判断及び実行につなげることにより、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康の保護を図るとともに、町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小限とする。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

新型インフルエンザ等の発生時における検疫、医療等の各分野の施策の実施に当たっては、町民一人一人が正確な知識に基づき適切に行動することにより、はじめてまん延の防止が可能となる。

町は、町民に最も身近な行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、町民に対する詳細かつ具体的な情報の提供及び町民等からの相談対応等について、中心的な役割を担う。

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安の増大や偏見・差別の発生、偽情報・誤情報の流布等のおそれがあることから、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に実施する必要がある。このため、その時点で得られている科学的知見に基づく正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、県、医療機関及び事業者等とのリスク情報及びその理解の共有を通じて、町民等が適切に判断し行動できるよう努める。

このため、町は、平時から町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症に関する理解の促進を図るとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制の整備及び取組の推進を図る。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民の生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることにより、感染拡大の速度やピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めるよう努める。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から、まん延防止対策は重要な施策となる。

また、強化された医療提供体制においても、医療が逼迫する水準の大規模な感染拡大が生ずるおそれがある場合には、特措法に基づき、国が判断したまん延防

第2部 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

止等重点措置又は緊急事態措置の対象区域に当町が指定されたときは、町民に対し、措置内容の周知及び各種要請等への協力の呼び掛けを行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由及び権利に制限を加える場合には、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていること、また、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を及ぼす側面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性及び感染性等に関する情報並びにワクチン及び治療薬の開発・普及等の状況の変化に応じて、必要に応じて実施しているまん延防止対策の見直しを行う。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染、発症及び重症化を防ぐことで、町民の健康の保持を図るとともに、受診患者数の減少を通じて医療提供体制の逼迫を回避し、町民の生命及び健康の保護並びに社会経済活動に及ぼす影響の最小化を図る。

このため、町は、県、医療機関、事業者及び関係機関等と連携し、平時からワクチン接種の具体的な体制及び実施方法について準備を進める。

(5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、町は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康の保護を図る必要がある。

その際、町民への情報提供及び共有並びにリスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解及び協力を得ることが重要である。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合には、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の需要の急激な増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療及び検査等の円滑な実施に支障が生じ、町民の生命及び健康に影響が及ぶことを防ぐため、平時から備蓄の推進及び円滑な供給に向けた対策を講ずる。

(7) 町民の生活及び町民の社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに

に、町民の生活及び町民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、事業者及び町民等に対し、有事に備えた取組に関する啓発を行う。

また、町は、町民に最も身近な行政主体としての役割を踏まえ、町民の生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策及び支援を実施する。

また、事業者及び町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続及び感染防止に努める。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 人材育成② 国と地方公共団体との連携③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進 |
|--|

(1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から中長期的な視野に立ち、感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

町においては、リスクコミュニケーションを含めた感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施並びに新型インフルエンザ等の発生時における全庁的な対応体制の構築に向けた研修及び訓練等の取組を進めるとともに、平時から感染症対応部門と危機管理部門との連携の強化を図る。

また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を有する者の知見を他の職員と共有する機会を設け、可能な限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるよう備えることが重要である。さらに、災害対応等の近接領域におけるノウハウや知見の活用を図りながら、必要な研修及び訓練並びに人材育成を推進する。

地域の医療機関等においても、県、町及び関係団体等による訓練・研修等を通じて、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職に加え、病原体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者及び治験等の臨床研究を推進できる人材の育成を図るなど、新型インフルエンザ等への対応能力の向上及び幅広い対応体制の構築に資する人材育成を平時から推進する。

(2) 国及び県との連携

国及び県との適切な役割分担の下、国は基本的な方針を定め、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとする各種対策を地域の実情に応じて実施する。

町は、住民に最も身近な行政主体として、主に予防接種や住民の生活支援等の役割を担うが、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、国及び県との連携体制を平時から整備しておくことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時においては、地方公共団体の区域を越えた人の移動や感染の拡大が見込まれることから、関係機関間の連携が重要であり、広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、必要な準備を行う。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつあるDXは、新型インフルエンザ等の発生状況の迅速な把握や、関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や連携の強化に資するほか、データの利活用の促進により研究開発への活用等を通じて、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きく寄与するものである。

町は、感染症危機管理の対応能力の向上を図るため、医療DXを含め、感染症危機対応に資するDXの推進に努める。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握し、町全庁で取組を推進することが重要である。

このため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統の構築及び組織体制の確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整並びに縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修及び訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて庁内及び関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

(1) 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(2) 町行動計画等の作成や体制整備・強化

① 町は、特措法の規定に基づき町行動計画を作成し、又は変更する。この場合において、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取する。

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化し、又は拡充すべき業務を実施するために必要な人員の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、紫波町業務継続計画を作成し、又は変更する。

③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成を行う。

(3) 国、県等との連携の強化

① 町は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

② 町は、国、県及び指定（地方）公共機関に加え、業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を行い、連携体制の構築を図る。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を守るため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

準備期における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部の設置準備を進めるとともに、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生の疑いが国内外で把握された場合には、庁内関係部署で構成する「紫波町新型インフルエンザ等対策班」（以下「町対策班」という。）を設置し、情報の収集及び共有を行う。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生が国内外で確認された場合には、町長を本部長とする「紫波町新型インフルエンザ等警戒本部」（以下「町警戒本部」という。）を設置し、引き続き情報の収集及び共有を行う。
- ③ 町は、国が政府対策本部を設置し、又は県が県対策本部を設置した場合には、必要に応じて前項の町警戒本部に代えて町対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ④ 町は、必要に応じて第1節2（2）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債の発行を検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から特措法によらない基本的な感染症対策へ移行し、流行が収束するまでの間、長期にわたる対応が想定される。

このため、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

また、感染症危機の状況や町民の生活及び社会経済活動の状況並びに各対策の実施状況に応じて、柔軟に実施体制を整備し、見直しするとともに、病原体の性状（病原性、感染性、遺伝子型等）や医療の逼迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・普及等の状況の変化を踏まえ、必要に応じて対策を切り替え、影響を最小限に抑えつつ感染症危機への対応を図る。

2 所要の対応

(1) 基本となる実施体制の在り方

町は、県内で新型インフルエンザ等が発生した場合又は政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに町対策本部を設置する。

また、速やかに以下の実施体制をとる。

① 対策の実施体制

ア 町は、国及び県の対策方針に基づき、町が実施すべき対策について協議し、実施する。

イ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

② 職員の派遣・応援への対応

ア 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

イ 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策の実施に必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

③ 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債の発行により財源を確保し、必要な対策を実施する。

(2) 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに紫波町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年紫波町条例第4号）に基づき町対策本部を設置する。

また、町は、その区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、総合調整を行う。

(3) 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく特措法に基づく町対策本部を廃止する。

ただし、緊急事態宣言解除後においても、必要に応じて町対策本部の設置の継続を検討する。

○ 町対策本部等の設置基準

時期	初動期		対応期	
	疑い	発生		
	海外又は国内で新型インフルエンザ等の発生の疑いが把握されたとき。	県内で新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部又は県対策本部が設置されるまで。	政府対策本部又は県対策本部が設置されたとき。	緊急事態宣言がなされたとき。
町の組織体制	町対策班	町警戒本部	特措法に基づかない任意の町対策本部	特措法に基づく町対策本部

※町長が必要と認める時は、県内発生以前であっても、町対策本部を設置する。

○ 町対策本部等の構成等

	町対策班	町警戒本部	町対策本部
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ○班長 ・生活部長 ○副班長 ・企画総務部長 ○班員 ・健康福祉課長 ・消防防災課長 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長 ・町長 ○副本部長 ・生活部長 ○本部員 ・各部長 ・健康福祉課長 ・総務課長 ・消防防災課長 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長 ・町長 ○副本部長 ・本部員の中から町長が指名する者 ○本部員 ・副町長 ・教育長 ・各部課長級職員 ・本部長が町職員の中から任命する職員 ・盛岡地域広域消防組合又はその指名する消防吏員
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、情報提供 ・初動期の確認 ・その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、情報提供 ・対応期の確認 ・その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生動向の把握 ・特定接種の実施への協力及び住民に対する予防接種の実施に関する事 ・感染拡大抑制対策と予防対策に関する事 ・医療の提供体制に関する事 ・社会機能維持に関する事 ・国、県、関係機関との連絡調整に関する事 ・町民及び事業者に対する正確な情報の提供に関する事 ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要な事
設置基準	新たな感染症の発生の疑いが、国内外で把握されたとき、又は新たな感染症等の発生が海外で確認されたとき	新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部又は県対策本部が設置されるまでの間	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部又は県対策本部が設置されたとき ・特措法第32条の「緊急事態宣言」が公示されたときは、同法第34条に基づく対策本部を設置 ・上記以外であっても、町長が必要であると認めるとき

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において対策を効果的に実施するためには、町民、医療機関、事業者等とのリスク情報及びその認識の共有を通じて、町民等が適切に判断し、行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、平時から町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解の促進を図るとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備及び取組を進める。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠に基づき適切に判断し、行動できるように、平時から普及啓発を含め、感染症対策等に関する必要な情報提供及び共有を行い、感染症に関するリテラシーの向上を図るとともに、町による情報提供に対する認知度及び信頼度の向上に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時における円滑な情報提供及び共有並びに双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実現するため、発生状況に応じた情報提供の内容及び手段、情報の受け手の反応やニーズの把握並びにその結果を更なる情報提供及び共有に反映する方法等について、あらかじめ整理する。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

① 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、継続的かつ適時に分かりやすい情報の提供及び共有に努めるとともに、その際、個人レベルでの感染対策が社会全体における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育・教育施設や職場等は集団感染が発生しやすく、地域における感染拡大の起点となり得ること、また、高齢者施設等は重症化リスクが高い者の集団感染が発生するおそれがあることから、感染症対策及び公衆衛生対策について丁寧な情報提供及び共有を行う。

② 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げとなり得ることについて、啓発に努める。

③ 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布や、SNS等により増幅されるインフォデミックが生じ得ることを踏まえ、町民等のメディア及び情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した啓発を行う。

また、科学的知見に基づく情報を繰り返し提供し、共有することにより、町民等が正確な情報を円滑に入手できるよう適切に対応する。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

① 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、町民等へ提供及び共有する情報の内容をあらかじめ整理する。

また、町民等が必要な情報を円滑に入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚又は聴覚に障がいのある者等に配慮し、情報提供及び共有の媒体並びに方法について整理する。

② 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を踏まえ、コールセンター等の設置に向けた準備を進めるとともに、町民等からの相談や意見を把握し、情報提供及び共有に反映する体制の整備に努める。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いがある場合には、感染拡大に備え、町民等の関心事項を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供し、共有する。

また、その際は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施に努める。

2 所要の対応

(1) 情報提供・共有

町は、準備期にあらかじめ定めたリスクコミュニケーションの実施体制を活用し、町民等に対して必要な情報の提供及び共有並びにリスクコミュニケーションを実施する。

その際、個人レベルでの感染対策が社会全体における感染拡大防止にも大きく寄与することについて周知し、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージの発出に努める。

また、町民等が必要な情報を円滑に入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚又は聴覚に障がいのある者等に配慮し、理解しやすい内容及び方法により情報提供及び共有を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を踏まえ、コールセンター等を設置するなど、双方向のコミュニケーション体制を整備し、実施する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げとなり得ることについて、引き続き啓発に努める。

また、偽・誤情報の流布やインフォデミックの発生に適切に対応するため、科学的知見に基づく正確な情報の提供及び共有を行うとともに、町民等が適切に情報を判断できるよう支援する。

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において対策を効果的に実施するためには、リスク情報及びその認識の共有を通じて、町民等が適切に判断し、行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、町民等の関心事項を踏まえつつ、対策に対する理解の促進を図り、リスクの低減に向けて適切な行動を促す。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠に基づき適切に判断し、行動できるよう、その時点で把握している正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供し、共有する。

その際は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施に努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会全体における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げとなり得ることについて周知する。

さらに、偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供及び共有することにより、町民等の不安の解消に努める。

2 所要の対応

町は、その時点で把握している科学的知見に基づき、感染拡大防止措置等の対策について、実施主体等を明確にした上で、関係機関及び町民等に対し、以下のとおり情報の提供及び共有を行う。

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めは様々であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能な情報媒体を整備・活用し、感染拡大防止措置等の対策について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人での感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等双方向のコミュニケーション体制を継続する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有するほか、偏見・差別等に関する国、県等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

また、町は、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時において、確保された医療提供体制で対応可能な水準に感染拡大の速度及びピークを抑制することにより、町民の生命及び健康の保護を図る。

また、感染症有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、当該対策による社会的影響の緩和を図るため、町民等の理解の促進に取り組む。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合には相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染拡大を防止するため不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを実施することなど、有事における基本的な対応について、平時から理解の促進を図る。

さらに、まん延防止等重点措置における休業要請や、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請及び施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人及び事業者に対するまん延防止対策について、理解の促進を図る。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時において、まん延防止対策を適切かつ迅速に実施することにより、感染拡大の速度及びピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数及び入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能な水準に抑える。

このため、町内でのまん延の防止及びまん延時における迅速な対応が可能となるよう、必要な準備を行う。

2 所要の対応

(1) 町内でのまん延防止対策の準備

町は、県からの要請を受けて、町業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等の継続

町は、準備期に引き続き、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合には相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染拡大を防止するため不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを実施することなど、有事における基本的な対応について、継続して理解の促進を図る。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大の速度及びピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることにより、医療の逼迫を回避し、町民の生命及び健康の保護を図る。

また、対策の実施に当たっては、町民の生活及び町民の社会経済活動への影響について十分に考慮する。

2 所要の対応

(1) 外出等に係る要請等の周知

町は、県が、集団感染が発生しやすい施設や不特定多数の者が集まる場所等への外出の自粛、又は都道府県間の移動の自粛の要請を行った場合には、町民等に対し、その内容について速やかに周知し、注意喚起を行う。

また、町は、県が緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を控えること等の要請を行った場合には、町民等に対し、その内容について速やかに周知し、注意喚起を行う。

(2) 基本的な感染対策に係る要請等

町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策の徹底を要請する。

(3) 事業者に対する要請等

町は、国及び県からの要請に基づき、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(4) 保育・教育施設に対する要請等

町は、感染状況、病原体の性状等及び国の基本的対処方針を踏まえ、保育・教育施設等に対し感染対策に関する情報提供を行う。

また、町は、国の方針及び感染状況を踏まえ、臨時休業等を適切に実施するよう、保育・教育施設に要請する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時において、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小限とするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

2 所要の対応

(1) ワクチン接種に必要な資材

町は、平時から、表1を参考として予防接種に必要な資材の確保方法等を確認し、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備に努める。

表1 予防接種に必要な資材

医療用機材等	医師・看護師用物品
○消毒用アルコール綿 ○トレー ○体温計 ○手指消毒剤 ○医療廃棄物容器、針捨て容器 ○救急用品（接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。） ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	○マスク ○使い捨て手袋 ○使い捨て舌圧子 ○膿盆 ○聴診器 ○ペンライト
	事務用品
	○ボールペン ○日付印 ○スタンプ台 ○はさみ
	会場設営物品
	○机 ○椅子 ○スクリーン ○延長コード ○耐冷手袋等 ○冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ○ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫

(2) ワクチンの供給体制の想定

町は、平時から管内の配送事業者を把握するとともに、医療機関ごとのワクチン分配量について、紫波郡医師会（以下「郡医師会」という。）等と連携し、供給量に応じた分配量をあらかじめ想定しておく。

(3) ワクチンの接種体制の構築

① 接種体制

町は、平時から郡医師会等と連携し、接種体制（人員、会場、資材等）の構築に係る想定を行うとともに、必要に応じて訓練を実施する。

② 特定接種

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、原則として町が集団接種により実施することとなるため、町は、接種が円滑に行われるよう、平時から接種体制の構築を図る。

イ 登録事業者のうち、住民生活及び社会経済の安定に関わる分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

ウ 特定接種の対象となり得る者について、町は対象者を把握し、国にその人数を報告する。

③ 住民接種

ア 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチン接種を実施するための体制の構築を図る。

イ 町は、住民接種について、国及び県の協力を得ながら、希望する町民が速やかに接種できるよう、準備期の段階から初動期及び対応期における対応を想定する。あわせて、パンデミック時におけるワクチン接種の円滑な実施を図るため、接種に必要な資源等を明確にした上で、郡医師会等と連携し、接種体制について検討を行う。さらに、必要に応じて接種会場における接種の流れを確認するなど、円滑な接種が実施できるよう、平時から接種体制の構築に向けた想定を行う。

- i 接種対象者数（表2）
- ii 町の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、町内の公共施設等）及び運営方針の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県、他市町村及び郡医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する町民への周知方法の策定

特定接種 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに行われる予防接種。

住民接種 特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定損なわれることのないようにするため、国が緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき行われる予防接種。

ウ 町は、平時から、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数の推計を行うなど、住民接種の想定に努める。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられる体制について検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

項目	住民接種対象者試算方法
総人口	人口統計（総人口）
①基礎疾患のある者	総人口の7%
②妊婦	母子健康手帳届出数
③幼児	人口統計（1-6歳未満）
④乳児	人口統計（1歳未満）
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2
⑤児童・生徒	人口統計（6歳-18歳未満）
⑥高齢者	人口統計（65歳以上）
⑦成人	総人口から上記①～⑥の人数を除いた人数

※乳児が接種不可の場合、その保護者を接種対象とし、対象者数は接種不可乳児の2倍とする。

エ 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団接種又は個別接種）や会場数、開設時間の設定等により、必要となる医療従事者の数及び確保期間が異なることから、接種方法等に応じて必要な医療従事者数を算定する。

特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要となることから、町は、郡医師会等の協力を得て、その確保を図る。

また、個別接種及び集団接種のいずれの場合においても、郡医師会や医療機関等との連携の下、接種体制の構築を図る。

オ 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するとともに、各接種会場における受付場所、待合場所、問診場所、接種場所、経過観察場所、応急処置場所、ワクチンの保管場所及び調製場所並びに接種に従事する人員の配置について検討する。

また、接種会場の入口から出口までの導線については交差が生じないように配慮するとともに、それぞれの場所において滞留が発生しないよう配置を検討する。

さらに、調製後のワクチンの保管に当たっては、室温管理や遮光等、適切な条件を維持できるよう配慮する。

カ 町は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用し、全国の医療機関と委託契約を締結するなど、居住する地方公共団体以外においても接種を受

けることができるよう取組を進める。

キ 町は、速やかに接種できるよう、郡医師会等の医療関係団体や学校関係者等と連携し、接種に従事する医療従事者等の体制、接種場所、接種時期の周知及び予約方法等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(4) 情報提供・共有

① 町民への対応

平時を含めた準備期において、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うことに努める。

② 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、郡医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。

③ 庁内各部署との連携

町は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び庁内各部署との連携及び協力が重要であることから、その強化に努める。

また、児童・生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、町教育委員会との連携を図り、必要に応じて、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を活用し、予防接種に関する情報の周知について町教育委員会及び学校に依頼するなど、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

(5) DX の推進

① 町は、町が活用する予防接種関係システム（健康管理システム）について、国が整備するシステム基盤と連携し、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す標準仕様書に基づき当該システムの整備を行う。

② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に当該対象者を登録することにより、接種勧奨を行う際に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。

ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙媒体の接種券等を送付する。

第2節 初動期

1 目的

準備期において整備した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、国の方針に基づき、関係機関と連携して、速やかな予防接種の推進を図る。

2 所要の対応

(1) 接種体制の構築

町は、郡医師会、医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に従事する医療従事者等の確保を図るなど、接種体制の構築を行う。

また、町は、第4章第1節において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

① 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、郡医師会等の協力を得て、その確保を図る。

また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対し、医療従事者の確保に向けて郡医師会等との調整が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。

② 住民接種

ア 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口及び年齢等の情報や接種記録等を管理するシステム基盤（健康管理システム）等を活用して接種予定数を把握し、接種の勧奨方法や予約受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

イ 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれることから、組織・人事管理を担う部署も関与の上、全庁的な実施体制の確保を行う。

ウ 町は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部署を決定する。その上で、それぞれの業務について必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前説明の実施及び業務継続が可能なシフトの作成等を行う。さらに、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置が行えるよう、関係部署と連携し、予防接種の円滑な推進を図る。

なお、接種会場の運営スタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託が可能な業務については、積極的に外部委託を行うなど、業務負担の軽減策についても検討する。

エ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、郡医師会等の協力を得て、その確保を図る。

オ 町は、接種が円滑に行われるよう、郡医師会等と接種実施医療機関等の確保について協議を行う。その際、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種が可能となる体制の確保を図る。

また、必要に応じて、町内の公的施設等の医療機関以外の会場を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。

カ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の担当部署、郡医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

キ 町は、医療機関以外の臨時的接種会場を設ける場合には、当該接種会場の運営方法を検討するとともに、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

また、その際には、医療法に基づく診療所開設の許可又は届出を行い、接種方法、会場数及び開設時間枠の設定に応じて必要な医療従事者数を算定する。

さらに、当該接種会場において、ワクチンの配送、予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するとともに、必要な設備の整備等を行う。

ク 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープ等により進行方向に一定の流れを確保するとともに、予診票の記入漏れの確認や予防接種の可否判断の際に接種の流れが滞ることがないように配慮する。

また、会場の確保に当たっては、被接種者が一定の間隔を確保できるよう十分な広さを有する会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能となるようバリアフリー化等の環境整備を行う。

ケ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた場合に応急処置が可能となるよう、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の必要な医薬品及び資機材をあらかじめ準備する。

これらの物品及び薬剤の確保に当たっては、郡医師会等と協議の上、適切に整備するとともに、常時対応が可能となるよう適切な管理を行う。

また、重篤な副反応が発生した場合に備え、発症者の速やかな治療及び搬送が行えるよう、あらかじめ会場内の従事者の役割を明確にするとともに、郡医師会等の医療関係者及び消防機関の協力を得て二次医療機関等を選定し、適切な連携体制を確保する。

コ 感染性産業廃棄物の保管に当たっては、周囲に囲いを設けるとともに、当該廃棄物の保管場所である旨を表示した掲示板を設置するなど、必要な措置を講ずる。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく基準を遵守するとともに、廃棄物処理業者と収集頻度や処理量等について情報共有を行う。

第3節 対応期

1 目的

あらかじめ準備期及び初動期において計画した接種体制に基づき、ワクチンの迅速な接種を推進する。

また、ワクチンの供給量や医療従事者等の体制を踏まえ、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制の維持に努める。

2 所要の対応

(1) ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、国からの要請を受けて、あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割当量の調整を行う。
- ② 町は、国からの要請を受けて、割り当てられたワクチンの範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割当てを行う。
- ③ 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、関係者への聴取や調査等を行い、管内の在庫状況を含む偏在の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。
- ④ 供給の滞りや偏在等について、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因となることもあるため、県を通じて他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

(2) 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき、接種を実施する。

① 特定接種

町は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である対象者に対し、集団接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を実施する。

② 住民接種

ア 予防接種体制の構築

(ア) 町は、国からの要請に基づき、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制を踏まえ、具体的な接種体制の構築を進める。

- (イ) 町は、接種状況等を踏まえ、接種会場の追加等について検討する。
- (ウ) 町は、各会場において予診を適切に実施するとともに、医療従事者及び誘導員等の人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応への対応に必要なものを含む。）等を確保する。
- (エ) 町は、発熱等の症状を呈しているなど、予防接種を行うことが不適當な状態にある者について、接種会場に来場しないよう広報等により周知するとともに、接種会場においても掲示等により注意喚起を行い、感染対策を図る。
また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等を踏まえ、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- (オ) 医療従事者、医療機関に入院中の患者及び在宅医療を受療中の患者については、原則として、当該者が勤務する、又は療養を担当する医療機関等において接種を実施する。
- (カ) 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、郡医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。
- イ 接種に関する情報提供・共有
- (ア) 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請に基づき、接種に関する情報の提供及び共有を行う。
- (イ) 町が行う接種勧奨については、国が整備するシステム基盤を介し、接種対象者のスマートフォン等にインストールされたマイナポータルアプリ等を通じて通知する。
そのほか、町広報紙等による周知を行うとともに、必要な者に対しては紙の接種券を発行し、接種機会を逸することのないよう対応する。
- (ウ) 接種会場や接種開始日等については、接種対象者のスマートフォン等に電子的に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知する。
なお、電子的に情報を取得することが困難な者に対しては、町広報紙への掲載等、紙媒体による周知を行う。
- ウ 接種体制の拡充
- 町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて町内の公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等について検討する。

エ 接種記録の管理

町は、他市町村との間で接種歴を確認し、接種誤りを防止するとともに、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(3) 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合には、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は町が給付を行う。
- ② 住民接種により健康被害を受けた場合において、接種した場所が住所地以外であっても、住民票が町内にあるときは、町が予防接種法第15条第1項に基づき救済を行う。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者への情報提供を行うとともに、申請の受付を行うほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談に対し、適切に対応する。

(4) 情報提供・共有

- ① 町は、町が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が提供する予防接種に関する情報について、町民への周知及び共有を行う。
- ② 町は、接種に対応する医療機関の情報、接種状況、各種相談窓口等について、必要な情報提供を行う。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等のまん延時において、定期予防接種の接種率の低下により対象疾病がまん延することのないよう、定期予防接種の必要性等について周知に努める。

ア 特定接種に係る対応

町は、接種の進捗状況、ワクチンの有効性及び安全性に関する情報並びに相談窓口（コールセンター等）の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。

イ 住民接種に係る対応

(ア) 町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。

- (イ) 町は、接種の目的や優先接種の意義等について、分かりやすく周知する。
- (ウ) 町は、ワクチンに関する情報を公表し、分かりやすく周知する。
- (エ) 町は、接種の時期及び方法等について、分かりやすく周知する。

第5章 保健

第1節 準備期

1 目的

感染症危機発生時において、迅速かつ適切な危機管理を行い、行政機能を維持することができる体制を確保する。

また、県との役割分担の明確化を図るとともに、業務量が急増した際における応援及び受援の体制を構築し、相互に連携した対応が可能となるよう備える。

2 所要の対応

(1) 協力体制の構築と人材育成

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から、県等が行う保健所、環境保健研究センター、他市町村、消防機関等の関係機関及び専門職能団体等との意見交換や必要な調整を通じた連携強化に協力する。

また、町は、感染症有事体制を担当する人員への研修・訓練等を実施する。

(2) 町民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、県等と連携し、地域の実情に応じた方法により、町民等に対して情報の提供及び共有を行う。

また、その方法や、町民向けのコールセンター等の設置をはじめとした相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事において速やかに町民等への感染症情報の提供及び共有の体制を構築できるよう備える。

第2節 初動期

1 目的

初動期は、町民等が不安を感じ始める時期であることから、迅速に有事体制を整備することが重要である。

また、町民に対しては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始し、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクの低減を図る。

2 所要の対応

(1) 有事体制への移行準備

町は、県や保健所と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえた、必要な物資及び資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

(2) 町民等への情報提供・共有の開始

町は、国及び県等が設置した情報提供及び共有のためのウェブサイト等について町民等へ周知し、町民等に対する速やかな情報の提供及び共有体制を構築するとともに、双方向的なコミュニケーション環境を整備し、リスク認識及び対策の意義の共有を図る。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時において、県、保健所及び環境保健研究センター等がそれぞれの役割を果たすとともに、町も連携して感染症危機に対応することにより、町民の生命及び健康の保護を図る。

2 所要の対応

(1) 感染症有事体制への移行

町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るため、必要な情報について県と共有するとともに、町民への適切な情報の提供に努める。

(2) 主な対応業務の実施

町は、県等、保健所及び環境保健研究センター等が行う、以下に記載する感染症対応業務の実施について連携する。

① 健康観察及び生活支援

町は、県が実施する健康観察に協力する。

また、町は、県から当該患者及びその濃厚接触者に関する情報等の共有を受け、県が実施する食事の提供等、当該患者及びその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、感染が拡大する時期においては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、新型インフルエンザ等対策について、町民の理解を深めるため、分かりやすく情報の提供及び共有を行う。

また、町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚に障がいのある者等、情報の提供に当たり配慮を要する者のニーズに対応できるよう、県等と連携し、感染症対策や各種支援策について工夫した周知及び広報を行う。

さらに、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報及びその理解の共有等を通じて、当該対策について町民の理解及び協力を得るよう努める。

第6章 物資

第1節 準備期

1 目的

感染症対策物資等は、感染症有事における新型インフルエンザ等対策の実施に不可欠であることから、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるよう、町における備蓄の推進等、必要な準備を適切に行う。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄

町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等（以下例示）を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

町が備蓄する感染症対策物資等

- ・個人防護具（サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋など）
- ・その他の物資（医薬品でない消毒液）

第2節 初動期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、町は、準備期に引き続き、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進する。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄

町は、準備期に引き続き、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄を推進するとともに配置状況を確認し、必要に応じて補充する。

第3節 対応期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、町は、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保し適切に供出する。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄及び配置状況を随時確認し、必要に応じて補充する。

(2) 感染症対策物資等の適切な供出

町は、備蓄した感染症対策物資等について、適切に供出する。

(3) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において必要な物資及び資材が不足する場合には、県と連携し、近隣の地方公共団体が備蓄する物資及び資材を相互に融通するなど、物資及び資材の供給に関し相互に協力する。

第7章 町民の生活及び町民の社会経済活動の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置により、町民の生活及び町民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、町は、自ら必要な準備を行うとともに、町民等に対し適切な情報の提供及び共有を行い、有事に備えた準備を行うよう勧奨する。

2 所要の対応

(1) 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携及び庁内の各部署間の連携を図るため、必要な情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における支援の実施に係る行政手続並びに支援金等の給付及び交付について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国人等を含め、支援対象者に対して迅速かつ網羅的に情報が行き渡るよう配慮する。

(3) 物資及び資材の備蓄

ア 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節において備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり必要な食料品及び生活必需品等を備蓄する。

なお、これらの備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができるものとする。

イ 町は、町民及び事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品及び生活必需品等の備蓄を行うよう勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障害者等の要配慮者に対する生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送及び死亡時の対応につ

いて、県と連携し、要配慮者の把握とともに、その具体的な手続をあらかじめ検討する。

(5) 火葬体制の構築

町は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握及び検討を行うとともに、火葬又は埋葬を円滑に実施するための体制を整備する。

第2節 初動期

1 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備を行うとともに、町民等に対し、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備を呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民の生活及び町民の社会経済活動の安定の確保を図る。

2 所要の対応

(1) 生活物資等の安定供給に係る町民等への呼びかけ

町は、県と協力して、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

(2) 遺体の火葬・安置

町は、県を通じた国からの要請を踏まえ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保が可能となるよう、必要な準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

町は、準備期及び初動期における対応を基に、町民の生活及び町民の社会経済活動の安定の確保を図るための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及びそのまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を講ずる。

2 所要の対応

(1) 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及びそのまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達及び発育への影響への対応等）を講ずる。

② 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を踏まえ、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、必要に応じ、生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送及び死亡時の対応等を行う。

③ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限その他長期間の臨時休業の要請等がなされた場合には、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組の支援を行う。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

ア 町は、生活関連物資等の需給及び価格動向並びに実施した措置の内容について、町民に対し迅速かつ的確な情報の提供及び共有に努めるとともに、必要に応じ、相談窓口及び情報収集体制の充実を図る。

イ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

ウ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民の生活に密接に関連する物資若しくは役務又は町民の社会経済活動上重要な物資若しくは役務について、価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年

フレイル 身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

第3部 第7章 町民の生活及び町民の社会経済活動の安定の確保

法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他関係法令に基づき、適切な措置を講ずる。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

ア 町は、県を通じた国からの要請を踏まえ、火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

イ 町は、県を通じた国からの要請を踏まえ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかとなった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を速やかに確保する。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及びそのまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び町民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者に対し、必要な財政上の措置その他の支援を、公平性に留意しつつ効果的に講ずる。

② 町民の生活及び町民の社会経済の安定に関する措置

水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である岩手中部水道企業団は、新型インフルエンザ等緊急事態において、同企業団の行動計画等に基づき、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

用語集

略称・用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画（岩手県保健医療計画）
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する、県と県域内にある医療機関との間で締結する協定
インフォデミック	不確かな情報やデマが大量かつ高速に拡散し、人々の行動や社会に悪影響を及ぼす現象
関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について(平成 16 年 3 月 2 日関係省庁申合せ)」に基づき開催。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものをさす
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品(薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品)、医療機器(同条第 4 項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務計画	特措法第 9 条第 1 項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順 等を示した計画

略称・用語	内容
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を政府が公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置 例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項(これらの規定を同法第 44 条の 9 の規定によって準用する場合を含む。)の規定並びに第 50 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、県と病原体等の検査を行っている機関(民間検査機関や医療機関等)とが締結する協定
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画 ※政府が策定するものについては、政府行動計画という。 県が策定するものについては、県行動計画という。 町が策定するものについては、町行動計画という。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等での療養者

略称・用語	内容
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、感染症法第6条第8項に規定する指定感染症(第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について(平成23年9月20日閣議口頭了解)」に基づき開催。
新型インフルエンザ等に係る発生等の公表	感染症法第44の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める 情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談 に応じるための電話窓口

略称・用語	内容
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
対策本部	<p>新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、都道府県及び市町村が設置する体制。対処方針や対策を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づき、政府や県、市町村が設置する。 <p style="text-align: center;">※政府対策本部(特措法第 15 条第 1 項) 県対策本部(特措法第 22 条第 1 項) 町対策本部(特措法第 34 条第 1 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のほか、条例や条例に基づく要綱等により、県や市町村が独自に設置する場合がある。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第 4 条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針
登録事業者	特措法 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	<p>特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。</p> <p>特定接種の対象となり得る者は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。) ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等

略称・用語	内容
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態(準備期)
まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。</p> <p>第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。</p> <p>例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

略称・用語	内容
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 リスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。